

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 都立公園の認定公募設置等計画の変更認定……………
- ……………（建設局公園緑地部公園課）…

公告

告示

●東京都告示第六百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第八百三十四号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定によ

り、次のように告示する。

令和五年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

荒川区

二 都市計画事業の種類及び名称

東京都計画公園事業第三・三・百二十七号町屋公園

三 事業施行期間

令和三年六月十一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分

令和三年東京都告示第八百三十四号の事業地のうち、荒川区町屋七丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし

●東京都告示第六百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二條第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二條第一項第五号

令和五年三月十六日

昭島市中神町

延長 五一・四七
字中新畑千百

の規定による道路

七十一番六十 幅員
六、同番六十 五・〇〇
八及び同番六十九

●東京都告示第六百十四号

東京都立代々木公園の整備・管理運営事業（公募設置管理）における認定公募設置等計画の変更については、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五條の六第一項の規定に基づき、次のとおり認定したので告示する。

令和五年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 認定計画提出者

代々木公園 STAGES

二 変更を認定した日

令和五年三月三十一日

三 認定の有効期間

公募対象公園施設の工事着手の日から二十年間

四 指定した公募対象公園施設の場所

渋谷区神南一丁目地内

公告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六條の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和五年四月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日

令和五年九月十日（日曜日）

二 試験の時間

午前十時から午後三時三十分まで

三 試験場所

芝浦工業大学豊洲キャンパス(江東区豊洲三丁目七番五号)、昭和女子大学世田谷キャンパス(世田谷区太子堂一丁目七番五十七号)及び東京工科大学八王子キャンパス(八王子市片倉町千四百四番地一)

受験しようとする者が多数あつた場合には、他にも試験場所を設ける。

四 試験方法

筆記試験

五 申請書類

(一) 受験願書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。)別記様式第九号による。)

(二) 写真台帳(細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

六 試験手数料

一万三千六百元

七 申請書類の受付期間

郵送による申請書類のみ受け付ける。
令和五年五月二十二日(月曜日)から同年六月二日(金曜日)(当日消印有効)まで

八 郵送場所

郵便番号 一六三〇八六九六 日本郵便株式会社 新

宿郵便局留 東京都福祉保健局健康安全部業務課 令和五年度登録販売者試験担当
九 その他
(一) 問合せ先
東京都福祉保健局健康安全部業務課登録販売者試験担当
電話〇三(五三二〇)四五二二

(二) 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全部業務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、令和五年五月十六日(火曜日)から配布する。
また、試験案内及び受験願書用紙等の郵送希望者には、令和五年五月十六日(火曜日)から同月二十三日(火曜日)(当日消印有効)までに、切手を貼った角形二号サイズの封筒を送付した場合に限り、郵送配布する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和五年四月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
令和五年四月二十一日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
品川シーサイドフォレストショップ
ピングセンター

二 店舗所在地 品川区東品川四丁目十二番四号ほか

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十五名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか十七名

七 変更日 令和四年十二月二十日ほか

八 届出日 令和五年三月二十三日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間 令和五年四月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 株式会社ルミネ立川店

<p>一 店舗名</p> <p>リトナード稲城</p>	<p>二 店舗所在地 立川市曙町二丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社ルミネ</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか百六十名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社セントラルフーズほか百五十六名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シエルガーデンほか二十四名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 渋谷区本町二丁目六番三号(株式会社ゴンチャジャパン)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 港区新橋四丁目十一番一号(株式会社ゴンチャジャパン)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 稲富 仁(株式会社シエルガーデン)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 野口 裕二(株式会社シエルガーデン)ほか</p> <p>十二 変更日 令和五年三月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和五年三月二十四日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和五年四月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>															
<p>都市計画公園事業の事業計画の施行について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和五年四月二十一日</p>	<p>二 店舗所在地 稲城市東長沼三千百七番地の四</p> <p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p> <p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 都村 智史</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストア</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 山岸 真也</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 川田 裕史</p> <p>十 変更日 令和四年六月二十九日ほか</p> <p>十一 届出日 令和五年三月二十四日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和五年四月二十一日から同年八月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>															
	<p>一 都市計画事業の種類及び名称 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>四 事業地の所在 別表のとおり</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <th>都市計画事業の種類及び名称</th> <th>事業地の所在</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>東京都計画法(昭和三十五年法律第五・五・二十五号)目黒公園</td> <td>品川区小山台二丁目地内</td> <td>令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百十八号</td> </tr> <tr> <td>西東京都市計画公園事業第五・五・一号東伏見公園</td> <td>西東京市柳沢一丁目地内</td> <td>令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百十九号</td> </tr> <tr> <td>町田都市計画緑地事業第一号小</td> <td>町田市下小山田町字梅木窪地内</td> <td>令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百二十二号</td> </tr> <tr> <td>山田緑地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備考	東京都計画法(昭和三十五年法律第五・五・二十五号)目黒公園	品川区小山台二丁目地内	令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百十八号	西東京都市計画公園事業第五・五・一号東伏見公園	西東京市柳沢一丁目地内	令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百十九号	町田都市計画緑地事業第一号小	町田市下小山田町字梅木窪地内	令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百二十二号	山田緑地		
都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備考														
東京都計画法(昭和三十五年法律第五・五・二十五号)目黒公園	品川区小山台二丁目地内	令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百十八号														
西東京都市計画公園事業第五・五・一号東伏見公園	西東京市柳沢一丁目地内	令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百十九号														
町田都市計画緑地事業第一号小	町田市下小山田町字梅木窪地内	令和五年四月三日閣東地方整備局告示第百二十二号														
山田緑地																

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

